

市役所女子職員の悲劇 ～ あり得ない就業規則編 ～

私は、市役所で勤める女子職員です。大卒で市役所に入り、今年で3年目になりました。年齢は25歳、未婚で彼氏もいません。名前は、川上紗良と申します。

今回は、私が勤める市役所の「あり得ない就業規則」をいくつかご紹介します。

1 職務専念義務違反の防止対策

公務員には、法律で「職務専念義務」が課されています。

これは、「勤務時間中は業務に専念しなければならない」という、当たり前のことなのですが、公務員に関しては、こういうことまで法律で細かく定められています。

一日の勤務時間中、昼休みは1時間ありますが、それ以外の休憩時間はありません。

昼休み以外の時間に勝手に休憩するという事は、法律上、許されていないことになります。

自席を離れる際は、その都度必ず所属長（主に課長）に用事を伝えて許可を得てからでなければいけません。

ただし、そうは言っても、少しお手洗いにいくとか、昼食や飲み物を買いに売店まで行く程度のことならば、常識の範囲内で行う分には許容されます。

なので、席を離れて10分以内に戻ってくる場合は、所属長の許可を得なくても、指摘されることは通常ありません。（それが頻繁なら話は別ですが）

逆に、10分を超える離席になる場合は、必ず所属長の許可を得なければなりません。

長時間の無断離席は、職務専念義務に違反したものとみなされ、処分の対象になります。

業務のために自席を離れることもあります。窓口対応はもちろんですが、他の部署に文書を持って行って説明したり、会議に参加したり、外勤もあります。これらの場合、用務の内容を所属長に報告することによって、それがその時どうしても必要な用務ではないと判断されない限り、通常はすんなり認められます。

問題は、お手洗いで少々時間がかかる場合・・・「大」をする場合です。

これは生理現象ですし、お腹の調子によっては10分では戻って来れないこともあるので、所属長に「大」をしに行くことを伝えれば認められます。

ただ、それをいいことに、実際には用を足さないで、トイレの個室でスマホをいじってサボるといことが出来るのではないかという問題もあり、事実、過去に、あまりに頻繁に「大」に行く職員を問い詰めたところ、用を足さずにサボっていたことを認めたというケースもありました。

そういう経緯から、私が勤める市役所では、次のような就業規則が運用されています。

『職員は、用便のために10分以上自席を離れた場合は、事後に所属長の確認を受け、用便のための離席であったことを証明しなければならない。』

これがどういうことか、実際に、私がある日どうしてもお腹の調子が悪くて「大」をしに行った際の様子をお伝えすることで、説明したいと思います。

なお、この日は課長が不在だったので、代わりに、いつも隣の席で並んで仕事をしている直属の係長（男性）にチェックしてもらうことになりました。

=再現=

私 「係長、失礼します。お腹の調子が悪く、お時間いただいて『大』に行きたいのですが…」

係長 「そうか、それは大変だ。焦らなくて良いから、ゆっくり行ってらっしゃい。」

私 「はい、ありがとうございます。失礼します。」

・・・こうして、トイレに駆け込み、用を足します。

なお、**用便後お尻をしっかりと拭く事は許されていません。（理由はこの後わかります）**

この日は、15分ほどかかってしまいました。

下着に汚れがつかない程度にお尻をサッと軽く拭いて、自席に戻ります。

私 「係長、ただいま戻りました。」

係長 「おう、お腹の調子は大丈夫かい？」

私 「はい、大丈夫です。ありがとうございました。」

係長 「よし、じゃあチェックだ。」

私 「はい・・・」

・・・係長と私は、課内の打ち合わせスペースに移動します。そして、、、

係長 「じゃあ川上、見せて」（係長は打ち合わせスペースの椅子に座ります）

私 「はい、、、チェックお願いします・・・」

(本編へ続く)